

JIS

蛍光灯ソケット及びスタータソケット

JIS C 8324 : 2023

(JLMA/JSA)

令和 5 年 8 月 21 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡田 香織	一般社団法人日本消費者協会
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	菅 弘史郎	電気事業連合会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田原 房枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	渡邊 信公	一般社団法人電気設備学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 28.9.19 改正：令和 5.8.21

官 報 掲 載 日：令和 5.8.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 一般要求事項	8
5 一般試験条件	9
6 定格	10
7 分類	10
8 表示	11
9 感電に対する保護	14
10 端子	15
11 構造	17
12 じんあい及び水気の侵入に対する保護	23
13 絶縁抵抗及び耐電圧	23
14 耐久性	24
14A インターロック接点の性能	25
15 機械的強度	26
16 ねじ，導電部及び接続	27
17 沿面距離及び空間距離	29
18 耐熱性，耐火性及び耐トラッキング性	32
19 過度の残留応力（自然割れ）及びさびに対する抵抗力	36
附属書 A（規定）この規格に含める蛍光灯ソケットのリスト	77
附属書 B（規定）自然割れ／腐食試験	79
附属書 C（参考）感電保護－9.2 に規定する蛍光灯ソケットにランプを取り付ける詳細説明	81
附属書 D（参考）旧規格に対して新規格又はより厳しい要求事項を含む箇条	82
附属書 E（参考）動作電圧 U_{out} の手引	83
附属書 JA（規定）その他の受金寸法及び端子記号	85
附属書 JB（参考）JIS と対応国際規格との対比表	86
解 説	90

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8324:2017** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

蛍光灯ソケット及びスタータソケット

Lampholders and starterholders for fluorescent lamps

序文

この規格は、2017年に第8版として発行された IEC 60400、2020年に発行された Amendment 1 及び 2022年に発行された Amendment 2 を基とし、我が国の配電状況に対応する普及製品を考慮して、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で、箇条番号、細分箇条番号及び用語番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した箇条、細分箇条及び用語番号並びに**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、蛍光灯ソケット及びスタータソケットに対する技術上及び寸法上の要求事項、並びに安全性及びかん合性（蛍光灯ソケットと蛍光ランプとのかん合性及びスタータソケットとスタータとのかん合性）の試験方法について規定する。

この規格は、動作電圧が実効値 1 000 V 以下の交流回路で、**附属書 A** に規定する口金を備えた蛍光ランプに使用する独立形蛍光灯ソケット及び器具内用蛍光灯ソケット、並びに **JISC 7619** に規定された口金を備えたスタータに使用する独立形スタータソケット及び器具内用スタータソケットに適用する。

この規格は、ねじ込みランプソケットに類似した、外郭枠とドームとが一体になった片口金蛍光灯ソケット（例えば、G23 及び G24 口金付きランプ用）にも適用する。

この規格は、器具一体形のソケット及び電気機器組込み用のソケットにも適用する。ただし、この規格は、ソケットに対する要求事項だけを規定するため、器具一体形のソケット及び電気機器組込み用のソケットに適用する場合は、その他の全ての要求事項、例えば、端子部における感電保護などについては、電気機器に組み込んだ後に、関連する電気機器の規格に従って試験される。このような器具一体形のソケット及び電気機器組込み用のソケットは、照明器具製造業者だけが使用するソケットであって、小売販売用ではない。

また、上記に規定するもの以外の蛍光灯ソケット、スタータソケット及びランプコネクタにも可能な限り適用する。

この規格で用いる“ソケット”とは、蛍光灯ソケット及びスタータソケットの両方を意味している。

注記 1 対応国際規格の、ウェッジ式口金 (W4.3×8) に関する記載を削除した。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。